

## サイバー犯罪捜査特別研修実施要綱の制定について（例規）

（最終改正：平成30年3月13日 務・会計・生企・地指・生環・刑企第21号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

将来のサイバー犯罪捜査の中核を担う優れた捜査幹部の育成とサイバー犯罪に強い警察を確立するため、警部補（40歳以下）又は巡査部長（35歳以下）の階級にある警察官の中から選考して「サイバー犯罪捜査特別研修生」に指定し、情報通信技術の知識及び捜査技術を習得させる制度です。